

法 学 号 外  
平成 29 年 2 月 27 日

各 私 立 学 校 長  
各 私 立 専 修 学 校 長  
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

国公立学校施設における維持管理点検状況調査の結果及び維持管理の  
徹底について  
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村  
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049  
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡  
平成29年2月21日

各都道府県私立学校担当課  
各公私立大学施設担当部課 御中  
各公私立高等専門学校施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

国公立学校施設における維持管理点検状況調査の結果及び維持管理の徹底について

平成28年5月25日の参議院本会議において、公立学校施設の不適切な維持管理に関する警告決議がなされたこと等を踏まえ、学校施設の安全に万全を期するため、全国の国公立学校施設における建築基準法に基づく点検等の実施状況について調査を行ったところです。

このたび、公立学校（大学を除く。）、国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校の設置者に対して、別添のとおり調査の結果及び維持管理の徹底について通知しましたので、貴部課におかれましても、本通知を参考として、一層の維持管理の徹底に努めていただきますようお願いします。

のことについて、都道府県私立学校担当課におかれでは、所轄の私立学校に対して周知するようお願いします。

本件に関する問合せ先

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課環境施設企画係

TEL:03-5253-4111 内線:2288 (窪田)



28文科施第446号  
平成29年2月21日

各都道府県教育委員会教育長  
各 国 立 大 学 長  
各 国 立 高 等 専 門 学 校 長 殿  
独立行政法人国立高等専門学校機構長  
各大学共同利用機関法人機構長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
山下 治

(印影印刷)

国公立学校施設における維持管理点検状況調査の結果及び維持管理の徹底について（通知）

平成28年5月25日の参議院本会議において、公立学校施設の不適切な維持管理に関する警告決議がなされたこと等を踏まえ、学校施設の安全に万全を期するため、全国の国公立学校施設における建築基準法に基づく点検等の実施状況について調査を行ったところです。

このたび、別添のとおり調査の結果を取りまとめ、公表しましたのでお知らせします。

本調査によると、建築基準法第12条第1項及び第2項の規定に基づく調査及び点検（以下、「法定点検」という。）の実施義務がある国公立学校施設については、廃校を予定している学校等を除き、全ての学校施設において法定点検を実施済み又は実施予定という結果となりました。一方、法定点検の実施義務がない国公立学校施設については、法定点検と同等程度の専門的な点検（以下、「専門的な点検」という。）を実施する見込みがない学校が多数あり、特に公立学校施設については約60%もの割合となっています。

上記結果を踏まえ、国公立学校施設の設置者におかれでは、予算担当部局等の関係部局と連携しつつ、下記の内容を参考として、法定点検又は専門的な点検を実施するとともに、点検の結果是正が必要とされた場合には、適切に対応してください。

なお、消防法に基づく点検や、点検の結果是正が必要とされた事項の是正につきましても、下記の内容を参考として適切に対応してください。

このことについて、都道府県教育委員会におかれでは域内の市区町村教育委員会に対し、周知徹底するようお願いします。

## 記

### 1. 建築基準法に基づく法定点検の実施について

#### (1) 法定点検の実施義務がある学校

建築基準法第12条第1項の規定により、学校の用途に供する部分の床面積の合計が100m<sup>2</sup>を超える建築物（国、都道府県及び建築主を置く市町村の建築物を除く。）であって、特定行政庁※1が指定※2するものの管理者は、有資格者による建築物の調査を定期に実施し、その結果を特定行政庁に報告することが義務づけられています。

また、同条第2項の規定により、学校の用途に供する部分の床面積の合計が100m<sup>2</sup>を超える建築物（国、都道府県及び建築主を置く市町村の建築物に限る。）の管理者は、有資格者による建築物の点検を定期に実施することが義務づけられています。

これら法定点検の実施が義務づけられている学校施設の管理者におかれでは、同法の定めを遵守し、確実に法定点検を実施してください。個別の学校施設が義務づけの対象となるか否かが不明な場合については、当該学校施設の存する地域を所管する特定行政庁に確認してください。

なお、調査の報告を行わなかったり虚偽の報告を行ったりした場合は、同法第101条第1項第2号により罰則の対象（100万円以下の罰金）となります。

※1 特定行政庁とは、建築主を置く市町村の区域については当該市町村の長を、他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

※2 特定行政庁が規則（「○○県建築基準法施行細則」、「△△市建築基準法施行細則」等）において、調査・報告すべき建築物の用途や規模を定めている。

#### (2) 法定点検の実施義務がない学校

上記（1）以外の学校の管理者は、法定点検が義務づけられていませんが、学校施設を含む全ての建築物の管理者は、同法第8条第1項の規定により、建築物を常時適法な状態に維持するよう努めることができます。そのため、法定点検の義務づけがない学校施設の管理者におかれても、当該学校施設について、劣化等により是正の必要が生じている箇所を把握するとともに、当該箇所を早期に是正することで常に適法な状態を維持することが重要であることから、平成20年国土交通省告示第282号を参考として、有資格者による専門的な点検を定期に実施するようお願いします。

### 2. 消防法に基づく点検の実施について

消防法第17条第1項及び第17条の3の3の規定により、全ての学校の管理者は、消防用設備等が消火、避難等の消防活動に必要な性能を有するように設置するとともに、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、有資格者等による点検（以下、「消防法点検」という。）を定期に実施し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられています。

このため、全ての学校の管理者におかれでは、同法の定め※3を遵守し、確実に点検を実施してください。

なお、消防法点検の報告を行わなかったり虚偽の報告を行ったりした場合は、同法第44条第11号により罰則の対象（30万円以下の罰金又は拘留）となります。

※3 点検の期間、方法等は、昭和50年消防庁告示第14号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」及び平成16年消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」に定められている。

### 3. 法定点検又は消防法点検により是正が必要とされた事項のは正について

法定点検若しくは専門的な点検の結果、判定基準に該当する項目がある場合、又は、消防法点検の結果、判定基準に該当する項目がある場合は、早期に当該項目（以下、「要是正項目」という。）を是正し、学校施設を適法な状態に維持することが必要です。

限られた予算の中で着実に是正を進め、児童生徒等の安全を確保していくためには、管理する学校における要是正項目の内容及び劣化等の情報を管理し、優先順位を設けて計画的に是正していくことが効率的です。特に、複数の学校を管理する場合は、その全ての学校における要是正項目に係る情報を一元的に管理し、危険度の高いものから順に早期に是正していくことが重要であり、遅くとも当該要是正項目の次回点検までの間<sup>※4</sup>に全てのは正を完了させるようお願いします。

ただし、特定行政庁や消防本部、消防署等からは正に関する勧告、命令その他の指導を受けた場合は当該指導に従ってください。

※4 法定点検については3年以内で特定行政庁が定める期間、消防法点検については消防用設備等の種類等に応じて6ヶ月又は1年。

別添

平成29年2月21日  
文部科学省

## 国公立学校施設における維持管理点検状況調査の結果について

### 1. 経緯

- 公立学校施設は、その約7割について、建築基準法第12条第1項及び第2項の規定に基づき、定期的な点検を実施することが学校施設の所有者等に対して義務付けられている。また、法定点検が義務付けられていない学校も含むすべての学校施設の所有者等は、同法第8条第1項の規定に基づき、建築物を常時適法な状態に維持するように努めなければならないこととされている。
- 一部の公立学校において上記法定点検を実施していないことなどが会計検査院の行った調査により指摘されたことを受け、平成28年5月25日の参議院本会議において公立学校施設の不適切な維持管理に関して警告決議がなされた。
- これらの状況を踏まえ、文部科学省において、全国の国公立学校施設における法定点検の実施状況等を調査した。

### 2. 調査概要

#### (1) 調査対象

- ・全国の公立学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）の施設
- ・全国の国立学校（大学、大学共同利用機関法人及び高等専門学校）の各主要団地※内の施設  
※学生・生徒・教員等が教育研究のために常時滞在する団地（寄宿舎のみの団地は含まない。）、研究所の部門（系等を含む。）のある団地及び附属病院がある団地、並びにこれらの移転、統合又は新設予定のある団地

#### (2) 調査内容

##### ・公立学校

- 建築基準法により点検の実施が義務付けられている学校における法定点検の実施状況
- 建築基準法により点検の実施が義務付けられていない学校における専門的な点検※の実施状況

※法定点検と同等程度の項目・方法・判定基準を用いて、有資格者が実施する点検のこと。

- 都道府県・市区町村教育委員会における点検結果等の一元的な管理※の状況  
※所管する学校のおおむね全てについて点検の結果等を集約し、その情報を一覧形式で比較・参考ができるなど、修繕の優先順位付け等に活用可能な形式で管理すること。

##### ・国立学校

- 建築基準法により点検の実施が義務付けられている施設を有する主要団地における点検の実施状況
- 建築基準法により点検の実施が義務付けられている施設を有しない主要団地における点検の実施状況

### 3. 調査結果

- ・公立学校施設における点検の実施状況 ・・・(別紙1)
- ・公立学校施設設置者の一元的な管理の実施状況 ・・・(別紙2)
- ・国立学校施設における点検の実施状況 ・・・(別紙3)

※調査結果は、以下の文部科学省ホームページにも掲載しています。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/02/1382063.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/02/1382063.htm)

### 4. 文部科学省の対応方策

- 法定点検の実施義務がある学校のうち、点検を実施していると回答した学校の設置者に対して、今後も継続して定期的に点検を実施するよう要請する。
- 法定点検の実施義務がある学校のうち、点検実施見込みであると回答した学校の設置者に対して、確実に点検を実施し、その後も継続して定期的に点検を実施するよう要請する。
- 法定点検の実施義務がない学校の設置者に対して、専門的な点検実施の必要性・重要性を改めて周知するとともに、点検実施の徹底を改めて要請する。
- 各種会議や研修会等で、点検結果等の一元管理の重要性や具体的な事例を含め、適切な維持管理について継続的に周知していく。

## 公立学校施設における点検の実施状況

平成28年10月1日時点 (単位:校)

	建築基準法に基づく定期点検の実施義務がある学校 (※1)						建築基準法に基づく定期点検の実施義務がない学校 (※2)					
	実施 (※3)		実施見込み (※4)		実施+実施見込み		実施 (※3)		実施見込み (※4)		実施+実施見込み	
北海道	1,370	1,181	86.2%	189	13.8%	1,370	100%	619	77	12.4%	50	8.1%
青森県	519	387	74.6%	132	25.4%	519	100%	12	0	0%	5	41.7%
岩手県	521	498	95.6%	23	4.4%	521	100%	86	2	2.3%	13	15.1%
宮城県	396	236	59.6%	160	40.4%	396	100%	334	32	9.6%	23	6.9%
秋田県	370	359	97.0%	11	3.0%	370	100%	11	0	0%	0	0%
山形県	393	392	99.7%	1	0.3%	393	100%	21	0	0%	0	0%
福島県	731	700	95.8%	31	4.2%	731	100%	60	16	26.7%	0	0%
茨城県	891	743	83.4%	147	16.5%	890	99.89%	94	10	10.6%	73	77.7%
栃木県	461	389	84.4%	72	15.6%	461	100%	149	22	14.8%	27	18.1%
群馬県	399	394	98.7%	5	1.3%	399	100%	235	196	83.4%	0	0%
埼玉県	815	782	96.0%	33	4.0%	815	100%	647	35	5.4%	191	29.5%
千葉県	1,328	1,288	97.0%	40	3.0%	1,328	100%	75	3	4.0%	3	4.0%
東京都	2,272	2,063	90.8%	209	9.2%	2,272	100%	16	0	0%	16	100%
神奈川県	1,338	1,271	95.0%	67	5.0%	1,338	100%	182	41	22.5%	57	31.3%
新潟県	840	745	88.7%	94	11.2%	839	99.88%	15	1	6.7%	0	0%
富山県	196	182	92.9%	14	7.1%	196	100%	148	20	13.5%	128	86.5%
石川県	216	216	100%	0	0%	216	100%	118	22	18.6%	93	78.8%
福井県	323	323	100%	0	0%	323	100%	8	5	62.5%	3	37.5%
山梨県	293	276	94.2%	17	5.8%	293	100%	11	0	0%	3	27.3%
長野県	647	531	82.1%	116	17.9%	647	100%	3	1	33.3%	2	66.7%
岐阜県	229	229	100.0%	0	0.0%	229	100%	498	10	2.0%	15	3.0%
静岡県	1,031	998	96.8%	33	3.2%	1,031	100%	131	0	0%	6	4.6%
愛知県	955	888	93.0%	67	7.0%	955	100%	690	16	2.3%	142	20.6%
三重県	432	365	84.5%	67	15.5%	432	100%	304	0	0%	48	15.8%
滋賀県	485	450	92.8%	35	7.2%	485	100%	6	0	0%	0	0%
京都府	381	356	93.4%	25	6.6%	381	100%	313	0	0%	0	0%
大阪府	1,879	1,462	77.8%	416	22.1%	1,878	99.95%	85	5	5.9%	5	5.9%
兵庫県	1,439	1,204	83.7%	235	16.3%	1,439	100%	149	28	18.8%	89	59.7%
奈良県	363	317	87.3%	46	12.7%	363	100%	72	3	4.2%	0	0%
和歌山県	457	447	97.8%	10	2.2%	457	100%	8	0	0%	0	0%
鳥取県	218	124	56.9%	94	43.1%	218	100%	6	0	0%	1	16.7%
島根県	378	358	94.7%	20	5.3%	378	100%	42	10	23.8%	32	76.2%
岡山県	595	406	68.2%	189	31.8%	595	100%	285	39	13.7%	34	11.9%
広島県	774	481	62.1%	293	37.9%	774	100%	63	4	6.3%	5	7.9%
山口県	376	347	92.3%	29	7.7%	376	100%	184	52	28.3%	19	10.3%
徳島県	117	117	100%	0	0%	117	100%	298	1	0.3%	218	73.2%
香川県	285	255	89.5%	30	10.5%	285	100%	92	0	0%	15	16.3%
愛媛県	258	153	59.3%	105	40.7%	258	100%	271	7	2.6%	264	97.4%
高知県	111	110	99.1%	1	0.9%	111	100%	241	31	12.9%	23	9.5%
福岡県	648	643	99.2%	5	0.8%	648	100%	596	178	29.9%	56	9.4%
佐賀県	102	99	97.1%	3	2.9%	102	100%	201	0	0%	57	28.4%
長崎県	268	268	100%	0	0%	268	100%	345	0	0%	0	0%
熊本県	306	305	99.7%	1	0.3%	306	100%	312	8	2.6%	18	5.8%
大分県	366	359	98.1%	7	1.9%	366	100%	195	37	19.0%	55	28.2%
宮崎県	256	176	68.8%	80	31.3%	256	100%	172	30	17.4%	117	68.0%
鹿児島県	201	200	99.5%	1	0.5%	201	100%	687	122	17.8%	565	82.2%
沖縄県	281	170	60.5%	111	39.5%	281	100%	371	142	38.3%	105	28.3%
合計	27,510	24,243	88.1%	3,264	11.9%	27,507	99.99%	9,461	1,206	12.7%	2,576	27.2%
											3,782	40.0%

※1 建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期調査報告又は同条第2項の規定に基づく定期検査の実施義務がある学校。

(新築や増改築等に伴う建築基準法上の完了検査を一定の年数以内に受けており調査時点で点検を行う必要がなかったなど、特別の事由により集計の対象外としたものを除く。※2も同じ。)

※2 建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期調査報告又は同条第2項の規定に基づく定期検査の実施義務がない学校。

※3 調査時点からさかのぼって直近の点検実施時期（通常3年以内）に点検を実施している学校。

※4 調査時点以降直近の点検実施時期（通常3年以内）に確実に点検を実施する見込みがある学校。

## 公立学校施設設置者の一元的な管理の実施状況

平成28年10月1日時点（単位：団体）

	総数（※1）	一元的な管理を実施している数	
北海道	180	40	22.2%
青森県	42	33	78.6%
岩手県	35	4	11.4%
宮城県	36	11	30.6%
秋田県	26	13	50.0%
山形県	36	8	22.2%
福島県	60	18	30.0%
茨城県	45	12	26.7%
栃木県	26	9	34.6%
群馬県	37	15	40.5%
埼玉県	64	47	73.4%
千葉県	56	15	26.8%
東京都	63	21	33.3%
神奈川県	34	9	26.5%
新潟県	31	6	19.4%
富山県	16	3	18.8%
石川県	20	8	40.0%
福井県	18	6	33.3%
山梨県	29	17	58.6%
長野県	84	18	21.4%
岐阜県	47	8	17.0%
静岡県	38	8	21.1%
愛知県	55	5	9.1%
三重県	31	5	16.1%
滋賀県	20	2	10.0%
京都府	26	3	11.5%
大阪府	44	9	20.5%
兵庫県	44	42	95.5%
奈良県	41	19	46.3%
和歌山県	32	7	21.9%
鳥取県	21	2	9.5%
島根県	20	4	20.0%
岡山県	29	7	24.1%
広島県	23	1	4.3%
山口県	20	11	55.0%
徳島県	25	7	28.0%
香川県	19	19	100%
愛媛県	22	8	36.4%
高知県	36	10	27.8%
福岡県	64	9	14.1%
佐賀県	21	10	47.6%
長崎県	22	2	9.1%
熊本県	47	3	6.4%
大分県	19	6	31.6%
宮崎県	27	19	70.4%
鹿児島県	44	24	54.5%
沖縄県	42	18	42.9%
合計	1,817	581	32.0%

※1 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、一部事務組合等、公立学校施設の設置者の総数。

## 国立学校施設における点検の実施状況

平成28年10月1日時点（単位：団地）

	建築基準法に基づく定期点検の実施義務がある施設を有する主要団地（※1）							建築基準法に基づく定期点検の実施義務がある施設を有しない主要団地（※2）						
	実施（※3）		実施見込み（※4）		実施+実施見込み			実施（※3）		実施見込み（※4）		実施+実施見込み		
国立大学	229	228	99.6%	1	0.4%	229	100%	92	41	44.6%	37	40.2%	78	84.8%
大学共同利用機関	9	9	100%	0	0.0%	9	100%	1	0	0%	0	0%	0	0%
国立高等専門学校	30	30	100%	0	0%	30	100%	26	12	46.2%	8	30.8%	20	76.9%
合計	268	267	99.6%	1	0.4%	268	100%	119	53	44.5%	45	37.8%	98	82.4%

※1 建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期調査報告の実施義務がある施設を有する主要団地。

※2 建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期調査報告の実施義務がある施設を有しない主要団地のうち、以下に該当する施設を有する主要団地。

- ・施設の用途が「学校」又は「体育館」であって、地階若しくは3階以上のもの又は床面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上のもの
- ・施設の用途が「病院」であって、地階若しくは3階以上のもの又は床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの
- ・施設の用途が「下宿」、「共同住宅」又は「寄宿舎」であって、地階若しくは3階以上のもの又は床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの

※3 調査時点からさかのぼって直近の点検実施時期（通常3年以内）に点検を実施している学校。

※4 調査時点以降直近の点検実施時期（通常3年以内）に確実に点検を実施する見込みがある学校。